# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による帰国困難者に対する在留資格上の特例措置の終了について

令和４年５月３１日
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

## 今後の対応

○　出国者が増加している状況等を踏まえ、特例的な在留を認めている外国人の方について、現に有する在留資格の在留期限に応じ、以下のとおり帰国に向けた措置をとることとします。

## ①在留期限が６月２９日までの方

以下のとおり在留期間の更新を許可します。

a）「特定活動（６か月）」等で在留している方：「特定活動（４か月）」

b）「短期滞在（９０日）」で在留している方　：「短期滞在（９０日）」

注１）現在許可されている範囲において引き続き就労できます。
注２）次回更新時には「特定活動（４か月）」又は「短期滞在（９０日）」を「今回限り」として許可します。

## ②在留期限が６月３０日以降の方

「今回限り」として、以下のとおり在留期間の更新を許可します。

a）「特定活動（６か月）」等で在留している方：「特定活動（４か月）」

b）「短期滞在（９０日）」で在留している方　：「短期滞在（９０日）」

注１）現在許可されている範囲において引き続き就労できます。
注２）帰国困難を理由とする在留許可は今回限りとなります。今回許可された期間内に帰国準備を進めてください。
注３）上記の許可に係る在留期間を満了した場合には、在留期間の更新は認められません。

## ③新たに帰国困難を理由として在留を希望する方

令和４年１１月１日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合に限り、上記②の「今回限り」の措置を認めます。

注）「特定活動（雇用維持支援）」については最大１年（※「今回限り」）を許可します。

※「今回限り」の許可を受ける方は、「確認書」の提出が必要です。

# 特例措置終了の対象者

令和４年５月３１日
（令和４年６月１３日更新）
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

| | 対象者 | 従前の取扱い | 新たな取扱い |
|---|---|---|---|
| 1 | 元技能実習生 | 特定活動（６月・帰国困難・就労可） | 特定活動（４月・帰国困難・就労可） |
| 2 | 元留学生 | 特定活動（６月・帰国困難・週２８時間以内の就労可） | 特定活動（４月・帰国困難・週２８時間以内の就労可） |
| 3 | 元中長期在留者 | 特定活動（６月・帰国困難・就労不可）（※） | 特定活動（４月・帰国困難・就労不可）（※） |
| 4 | 短期滞在者 | 短期滞在（９０日・帰国困難・就労不可）（※） | 短期滞在（９０日・帰国困難・就労不可）（※） |
| 5 | 雇用維持支援対象者 | 特定活動（最大１年・雇用維持支援・就労可） | 特定活動（最大１年・雇用維持支援・就労可）<br>注）更新時は４月 |
| 6 | インターンシップ<br>（告示９号）<br>製造業外国従業員<br>（告示４２号） | 特定活動（６月・帰国困難・就労可） | 特定活動（４月・帰国困難・就労可） |
| 7 | 元外国人家事支援人材 | 特定活動（６月・帰国困難・就労不可）（※） | 特定活動（４月・帰国困難・就労不可）（※） |
| 8 | 外国人建設就労者<br>（告示３２号）<br>外国人造船就労者<br>（告示３５号） | 特定活動（６月・帰国困難・就労可） | 特定活動（４月・帰国困難・就労可） |
| 9 | サマージョブ<br>（告示１２号） | 特定活動（３月・帰国困難・就労可） | 特定活動（３月・帰国困難・就労可） |
| 10 | ＥＰＡ看護師・介護福祉士候補者等<br>（告示１６号、１７号、２０号、２１号、２７号、２８号、告示外） | 特定活動（６月・帰国困難・就労可） | 特定活動（４月・帰国困難・就労可） |
| 11 | ワーキングホリデー<br>（告示５号、５号の２） | 特定活動（６月・帰国困難・就労可） | 特定活動（４月・帰国困難・就労可） |

※　資格外活動許可を受けることで週２８時間以内の就労可